

担い手経営安定法の改正に伴い、27年産から 経営所得安定対策が変わります!

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物(麦、大豆、そば、なたねに)に対する交付金
米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)	米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合にその差額の9割を補てん

特に注意する内容

平成27年産から畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の交付対象者が変わり、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)に加入するためには、平成27年6月末の加入申請時までに認定農業者、集落営農、認定新規就農者になる必要があります。米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)に加入するための要件も同じです。(※認定農業者要件:農業所得400万円程度・年間労働日数230日以上)

ゲタ・ナラシ対策の問い合わせ先: 中国四国農政局 経営所得安定対策担当 電話:086-230-1061
認定農業者・認定新規就農者の問い合わせ先: 鏡野町産業観光課 片田・宇佐美 電話:0868-54-2987

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請について

農業委員会委員の選挙人名簿を、毎年1月1日現在で作成しています。

この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、農家からの申請に基づき資格調査が行われます。

資格要件を満たす方は、平成27年1月10日までに申請書を提出してください。

※現委員の任期は平成26年7月20日から平成29年7月19日です。

【資格要件】

平成27年1月1日現在で鏡野町に住所を有し、満20歳以上(平成7年4月1日以前に生まれた人)で、次のいずれかに該当すること。

- (1)10アール(1,000㎡)以上の農地を耕作している人
 - (2)(1)の同居の親族又はその配偶者で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人
- ※会社等にお勤めの方でも(1)(2)に該当する場合は資格があります。

【申請書の提出方法】

申請書は12月上旬に郵送いたします。必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒(料金受取人払い)で、お近くのポストに投函してください。

平成27年1月10日必着 12月10日までに申請書が届かないときは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先 鏡野町農業委員会事務局 中川 電話(0868)54-2987